

総企第 09-419 号

2009 年 7 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本損害保険協会
経 理 委 員 会
委 員 長 大 庭 雅 志**「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見について**

今般、標記論点整理に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. [論点 2-1] 測定区分の見直しについて

今回の金融商品の測定の簡素化に対応するための取り組みを尊重するが、我々は、見直しにあたり資産および負債の会計処理の整合性を確保すること、および純利益の意義が損なわれることがないようにすることを要望する。

(1) 資産および負債の会計処理の整合性

測定区分の見直しにあたっては、金融商品以外の資産・負債を含め、資産・負債の会計処理の整合性に配慮する必要があると考える。

保険会社は一般的に、保険負債とその見合いとして保有する金融資産の総合的な管理（ALM）を行っている。これは、金融資産と保険負債が共通の要素（金利等）を持っているためであるが、そのような場合には、資産・負債に共通の要素の変動結果が整合的に財務諸表に反映されるべきである。

したがって、保険負債の評価基準と、金融商品の評価基準が整合するか、もしくはオプションによって整合させることができるか、いずれかを要望する。については、金融商品の評価基準は、保険負債の検討とセットで検討されるべきであり、金融商品だけを先行して結論を出すことは適当でないと考えている。

(2) 純利益の意義

財務諸表の利用者の意思決定においては、当期の業績を示す純利益が重要な役割を担っており、測定区分を見直す際にも、純利益が果たす役割を損なうことのないよう十分に配慮する必要がある。

最近のIASBの議論では、企業が保有株式について銘柄ごとに「その他包括利益」で計上する区分を適用することを自由に選択できることとなっているが、自由な選択を認めるルールでは純利益の概念がきわめて曖昧なものとなるため、投資家に対して有用な純利益情報を提供できず、また企業間の純利益情報の比較可能性も損なわれると考えられる。

なお純利益の範囲については、IASBの議論の中でも、一部の債券については実効金利法に基づく利息収入(及び減損損失)を純利益に反映させる一方で公正価値と(減損考慮後の)償却原価との差額は純利益に反映させないという案も検討されているが、例えば株式の配当金収入については債券における利息収入に近いものと捉えることもできることから、債券について利息収入を純利益に帰属させる場合には配当金収入についても同様に純利益に帰属させるべきという考えもありうると思われる。いずれにせよ、測定区分およびそれに伴う純利益へ反映される範囲については、まず純利益の概念および範囲を明確に定義し、その上で議論すべきであると考えられる。

今回の測定区分の見直しは、市場、特に日本の株式市場に大きな影響を与える可能性があり、慎重な議論並びに移行までの十分な期間設定が必要と考える。

2. [論点 2-2] 公正価値オプションについて

公正価値オプションについては、将来的に導入が見込まれる保険会計基準が未確定な中、保険負債とのマッチングの観点から利用すべきこととなる可能性が排除できない。投資家にとって有用な財政状態・純利益情報を提供する目的に適う範囲とすることを前提として、導入の必要があると考える。

以上